# 平成25年白老町議会全員協議会会議録

#### 平成25年 8月26日(月曜日)

開 会 午後 2時10分

閉 会 午後 2時28分

#### 〇議事日程

1. 浄水場の第三者委託(法定委託)について

### 〇会議に付した事件

1. 浄水場の第三者委託(法定委託)について

# 〇出席議員(13名)

1番 氏 家 裕 治 君 2番 吉 田 和 子 君

3番 斎 藤 征 信 君 4番 大 渕 紀 夫 君

5番 松 田 謙 吾 君 7番 西 田 · 子 君

8番 広 地 紀 彰 君 9番 吉 谷 一 孝 君

10番 小 西 秀 延 君 11番 山 田 和 子 君

12番 本 間 広 朗 君 13番 前 田 博 之 君

14番及川 保君

#### 〇欠席議員(1名)

15番 山 本 浩 平 君

### ○説明のため出席した者の職氏名

上下水道課長 田中春光君

上下水道課主幹 杉本道彦君

上下水道課主幹 久 保 雅 計 君

#### 〇職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 岡 村 幸 男 君

主 査 本間 弘 樹 君

## ◎開会の宣告

○副議長(及川 保君) ただいまより全員協議会を開会いたします。

(午後 2時10分)

**○副議長(及川 保君)** 本日の全員協議会の案件は、浄水場の第三者委託(法廷委託)の実施についてであります。

担当課からの説明を求めます。

田中上下水道課長。

**○上下水道課長(田中春光君)** それでは、これからご説明申し上げますが、きょうここの席で説明を行いますのは、現在浄水場で行っている委託の方式を水道法で定めるところの法定委託に切りかえるための事前の事務処理として、債務負担行為の設定であるとか、事業者変更となった場合の引き継ぎの期間、数カ月について新たに委託料の支払いが発生してくるため、次の9月議会の中で補正予算提出に向け、事前に制度の説明を行ってご理解をいただきたいと、こういうことでございます。

現在水道施設では、今申し上げたとおり、各浄水場の運転管理を白老振興公社に委託しているわけでございますが、この委託につきましては町と公社との間での契約に基づいた委託にとどまっており、水道法で定めるところの法定委託ではないため、高度な技術力であるとか委託範囲内における法的な責任までを相手が負うようなものにはなっておりません。このため機器の故障などもろもろのトラブル発生の都度、町の職員が現場に行って細かな指示、指導を行いながら対応を進めるなど、実態としては労働力の提供にとどまった委託の状況にございます。現在は浄水場の運転・維持・管理に精通した職員が在籍しているため、この方式でもいいのですが、現在の職員も残り数年後には定年とかそういったことを迎える状況にあります。その後になると適切な維持管理に支障を来すことも懸念されるため、23年度に策定しました白老町水道ビジョンがございますが、ここで示すところの運営基盤の強化策というところに基づきまして、次年度、26年度から法定委託の方式へ切りかえをしていこうという考え方でございます。

それでは、早速ですが、お手元の資料に基づいて順次1ページからご説明申し上げます。1ページをご覧になっていただきたいと思います。まず1番目、第三者委託の概要として載せております。過去の水道法の中では、さきに申し上げたとおり法定責任に伴う第三者への業務委託というのは想定していなかったわけでございますが、平成14年の水道法の改正によってこういった制度ができたものでございます。このことによって、私どものような中小規模の水道事業にとっては、課題であったところの①としての技術力の継承、さらには②としての管理運営体制の確保が容易となって基盤強化策が図られることとなったということでございます。この第三者委託というものは、水道の管理に関する技術上の業務を委託するものでございまして、その業務の内容における法的な責任も合わせて受託者が負うような形になります。そのため、今まで行ってきた私法上の委託の形式とは性格が異なるものとなっております。ただし、このような第三者委託を行う場合であっても、私ども水道事業者としては事業者としての責任は当

然発生しますので、そこの責任が逃れられるものではない。さらには、給水契約に基づいてお客様との間で結んでいる契約について誠実に履行していく責任も当然持っているということでございますので、責任放棄にはつながらないということでご理解を願えればと思っております。次が2ページになります。3番目の第三者委託と従前からの私法上の委託との違いというところでございます。再三申し上げていますが、従前からの私法上の委託、役務提供型の委託でございますが、これについては、我々水道事業者の監督・指示のもと、事実上の行為のみを実施してきておりました。本町の委託形式もこのような方式によるものでございます。これに対して第三者委託では、受託者はその委託の範囲内において法の規定が適用されることとなるため、この後は国または道のほうからの監督を受けながら、適正に業務が実行されない場合はその責任も問われる、このような形になってくることでございます。このように委託者としての責任範囲も重く、大きくなってくるため、次の4の中で示すように受託者として受け入れる相手方もそれ相応の者に限定されてくることでございます。

次が4番目の第三者委託できる相手方なりますが、そういったことから、受託できる相手方は法の定めによって、①としては他のまちの水道事業者またはこれらの業務を適正に実施できる者として政令で定めているのですが、経理的及び技術的な基礎を有する者でなければならないとされております。また、②としては受託側にも私どもが置いているのと同様の水道技術管理者を1人置かなければならないという決め事もございます。

次が3ページ飛んで4ページに移りますが、5番目、今後に向けての方向性として示しております。本町においては、冒頭でも言ったとおり、浄水場の維持・管理に専門的知識を有する職員も数年後には定年を迎えるといったことから、この技術力の継承という部分が大きな問題となっております。そこで過去に、これら解消策として22年度になりますが、どのような方向性でいけばいいのかということについて調査・検討を行ったのですが、ここで申し上げている第三者委託へ進めて移行していこうというような形の中で、内部的にも決裁が終了しておりまして、これを受けるような形で、水道ビジョンとしても10年計画の中では第三者委託へ移行していくということでお示しをしてございます。この件については、過去に23年度において下水道の審議会であるとか、または町の建設厚生常任委員会ですか、こちらのほうでも説明を終えているものでございます。したがいまして、当初の予定どおり26年度からの委託開始をめどに準備を進めているということでございます。

その次、6番目になりますが、それではどのような施設を委託するのかということになりますが、ここも上から4行目に書いていますが、法的に技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全てを一つの業者に委託しなければならないということを言われておりますので、今現有では、白老としては浄水場を3つ持っていますが、この浄水場とこれに付随する取水施設、導水施設等々を含めて一括での委託として考えております。

さらに7番目に移って委託業務の範囲になるわけでございますが、これも今は人件費の委託 のみにとどまっているわけでございますが、物件費、光熱水費等々も含めた包括的な委託とす ることによって、受託者側の創意工夫の余地も広がるだろうということから、今現有で行って いる下水処理場と同じように物件費も含めた包括的な委託の方法に持っていこうということで 考えております。

次の5ページ、8番目の委託の期間でございます。委託の期間につきましては、他の自治体でもそうなのですが、おおむね複数年、3年から5年の複数年の契約が用いられておりますが、その理由については下記のとおりでございますけれども、うちのほうとしても下水処理場と同様に3年から5年の契約期間ということで設定をしていきたいと考えております。

飛んで最後の8ページに移りますが、このような方式の中で進めていくに当たって、ここにタイムスケジュールを示させていただいておりますが、この時点8月が、今このように議会のほうにも考え方の説明をさせていただいております。この後9月には補正予算関係の提出を終えて、ここが承認された後には、10月からは早々に第三者委託に向けての募集を募り、年内にはその参加者の絞り込みを行いまして、年明けには決定、そして2月ぐらいからは事業者が変わったとした場合、習熟運転を進めてもらい、26年4月からの本格運用を目安においていこうと、このようなスケジュールで考えております。スケジュールまでは以上でございます。

最後のページ、資料と書いてあるページになります。下に番号のふっていないページになりますが、それでは、現在の浄水場の体制はどのようになっているかとか、その経費の関係はどうなっているかというふうなものをまとめたのが、この表になっております。一番上が過去から現在に至るまでの浄水場の体制を表としてまとめたものでございます。左側の平成11年度までになりますけれども、こちらについては町の職員が直営で行っていたものを、翌年12年度からは町職員と振興公社の職員が混在した形の中で維持管理を進め、最終24年度からは公社の職員のみによって浄水場に常勤し、平常時の維持・管理を進める体制に変遷してきております。これで問題はないのかという話になるのでしょうけれども、浄水場で管理している計装盤の異常を示すような数値があらわれるような計装盤があるのですが、それと同じものが電話回線の中で今の上下水道の中にもリアルタイムで監視できるようなシステムがありますので、何か異常があったときには常にそこにリアルタイムに表示されますので、監視体制としては整っているということで、まずは上に町職員が詰めていなくても問題はないということでご理解をいただければと思います。

2段目が管理経費の推移を表としてまとめたものでございます。23年度につきましては、公社への委託料プラス、真ん中が町職員の特定嘱託員の人件費と、さらに全体を監督する立場の技術管理者の人件費0.5人分、これを加算したものとなっておりまして、人件費の総合計としては、23年度で2,277万4,000円と、このような経費がかかっておりました。これに対して24、25年度につきましては、公社への委託料プラス町職員の技術管理者の人件費、これを加算した数値として整理したものになっております。備考欄にありますが、公社の職員の職責の移り変わりによって、24と25年度の経費が若干変わりは出てきております。一番下が今後の委託料の参考数値となるものでございますけれども、今2段目で示しております人件費の生身の部分に、水道協会のほうで公表している第三者委託の標準積算の要領というものがありまして、これをもとに直接経費であるとか、技術経費、諸経費等々の経費率を上乗せし、消費税を掛けたものとなっております。

表の左が現行体制の公社職員と監督者である町職員の0.5人分を合わせた人件費に経費を掛

けたもので、4.5人分の経費率を掛けた委託料となりますが、2,608万9,000円と、この中では一番の高い数値となっております。真ん中が公社職員4人分のみの人件費に経費率を掛けたもので1,978万7,000円と、この中では一番安くなってはおりますが、現行の公社の職員が正職員2名、残りが嘱託職員であるということから考えていくと、ただ単に安いとは言えない数値かと思っております。要するに頭になり、ヘッドとなる業務を統括する部分がこの中には、委託料の比率の中には入っていないということでございます。

表の右でございますが、こちらについては道内で施設管理の実績がある事業者から求めた参 考的な見積もりでございますが、これについては正職員4名を配置して法的な責任も負う体制 にありますが、さきに中段で示しております、現在の支出の経費とは大きな差のないものとな っております。

私どものほうでは、委託職員における職種の基準としては、本町の場合、総括の責任者1名、副総括が1名、さらに技術員、技能員それぞれ1名ずつの4名の体制が基本になるものかと考えておりますが、この4人分をベースにこの積算要領ありますけれども、これに基づいて試算をしますと、おおむね2,100から2,300万円程度の間での価格設定ができていくのではないのかと考えております。

おおむね、今のところはこのように考えておりますということで、ご承知をいただければと 思います。雑駁ですが以上でございます。

**○副議長(及川 保君)** ただいま説明がございましたが、この件について特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長(及川 保君) 質疑なしと認めます。

これをもって浄水場の第三者委託の実施についての説明を終了いたします。

◎閉会の宣告

〇副議長(及川 保君) 以上をもって本日の全員協議会を閉会いたします。

(午後 2時28分)